

2022年7月1日

お客様各位

瀬戸信用金庫

当座勘定規定の改定について

平素は当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

全国銀行協会では、2022年11月に、現行の手形交換所にかわる「電子交換所」の設立を予定しており、当金庫は「電子交換所」参加に向け準備を進めております。

電子交換所への移行に伴い、手形・小切手の取扱いが変更となることから、当座勘定規定を下記のとおり改定いたしますのでお知らせします。

なお、改定日以前に当座勘定をご契約いただいたお客様にも、改定後の規定が適用されますのでご了承ください。

記

1. 改定日

2022年11月4日（金）

2. 改定対象の当座勘定規定

当座勘定規定（一般用）

当座勘定規定（専用約束手形口用）

3. 改定内容

上記「2. 改定対象の当座勘定規定」の「手形、小切手の支払い」、「手形、小切手用紙」、「印鑑照合等」、「個人信用情報センターへの登録」、「個人信用情報センターおよびその加盟会員への個人情報の提供、利用」の条項および「約束手形用法」、「為替手形用法」、「小切手用法」について改定します。

- ・[改定後の当座勘定規定（一般用）](#)
- ・[当座勘定規定（一般用）新旧対照表](#)
- ・[改定後の当座勘定規定（専用約束手形口用）](#)
- ・[当座勘定規定（専用約束手形口用）新旧対照表](#)

以上